

災害研究および防災実践における多重災害の意味

— 災間社会を前にして、防災を問い直すために —

明治大学 情報コミュニケーション学部

専任教授 小林秀行



1. 本稿の目的

本稿の主題は、多重災害とはどのような事象なのかということであらためて共有するとともに、それを事例紹介に終わらせるのではなく、災害研究が多重災害に着目する必要という点から広く防災・減災の議論、すなわち災害研究に接続させることにある。

多重災害は近年になって報道等でも指摘をされ始めており、たとえば朝日新聞によればすでに全国自治体の3割程度は多重災害への対応を経験しているとされる（朝日新聞 2025）。ただし、同紙の調査はあくまで自治体の災害救助法適用事例を積算した自治体単位での集計であり、後述するように同じ地域、同じ被災者がくり返し被害を受けることを多重災害と捉える筆者とは用語の定義が異なる。このように多重災害はすでに社会のなかで使用が拡大しつつある言葉でありつつ、その定義が明確には定められておらず揺らぎがみられるという問題がある。本稿の立場としては、筆者による定義が正しく事態を説明できているものとなっているかどうかは一旦置き、まずはこの点について筆者の定義を、その背景を含めて共有することで、この概念を災害研究の俎上にあげることを目的とする。

2. 多重災害という災害の形態

（1）多重災害とは何か

さて、ここからは多重災害の実例を示していきたい。多重災害とは「複数の自然災害が生活再建のために必要な時間よりも短い間隔で発生する」（小林・中林 2026）災害事象のことを指す。こうした複数の自然災害が重なり合う事態は、すでに複合災害、「複数の災害に同時あるいは連続して被災して被害が拡大し、

災害対応の困難性が増す災害事象」（中林・小田切 2009:33）という形で問題視をされてきた。また、ある自然災害の発生を皮切りに、その災害がほかの災害に波及してしまう連鎖災害といった事象もすでに指摘をされている。

とはいえ、これらの災害は基本的には同時もしくは連続的に発生をするため、1つの拡大された災害として捉え、対応することができる。もちろん、たとえば地震と火山噴火の同時発生となれば、行政担当者など災害対応を責務とする者にとっては対応に多くの混乱が見込まれる過酷な事態ではあるが、1人の被災者の視点からみればそれは持続的に発生する1つの災害だとみなすことができる。これに対して、多重災害の場合は災害過程がある程度まで進行したが、それが終わり切っていないという段階でさらなる災害が発生するという、時間的な空隙が存在することがその特徴になる。

災害研究が前提としてきた災害サイクル（もしくは Disaster Management Cycle）にもとづけば、通常では社会はある災害について、事前対策・救助救命・生活再建・復旧復興・体験継承という過程を経て日常へと回帰し、次の災害に備えていく。ところが、生活再建や復旧復興といった回復期に次の災害が発生することで、災害サイクルが終わらないままに、次の災害サイクルへと移行してしまう動きが、多重災害では発生すると説明できる（図1）。

（2）多重災害がもたらす影響

一般的には災害の発生から半年から1年程度で、被災者の生活は避難所から仮設住宅へと移り、住宅再建に関する意向調査などを通して復興に関する事業計画の策定も本格化していくことになる。多重災害は

このような、生活が一定の落ち着きを見せてきたところで次の災害が起こり、災害サイクルを発災の時点まで巻き戻させるということにもっとも大きな特徴がある。当然ながら、再被害によって生活再建の取り組みは遅滞し、場合によっては最初から考え直さざるを得ない状況になるため、被災自治体も被災者も徒労感や無力感に見舞われる。

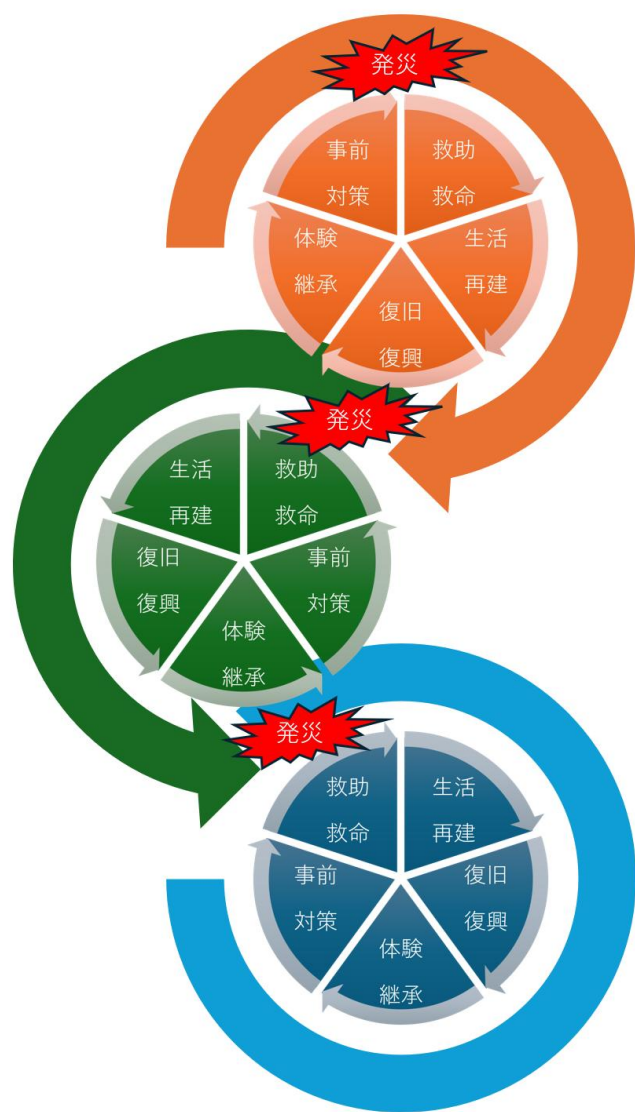


図1 災害サイクルからみた多重災害の発生イメージ

このような感情は、生活再建の取り組みを行っても、再被災によって覆されるのならば尽力する意味がないという考え方や、何をしたら自然には

勝てないのだから対策をしても無駄になるといった考え方につながり、生活再建や事前対策への意欲を押し下げる要因となる。

また、被災自治体では災害対応が連続することになるため対応能力の飽和が起りやすく、1つ1つの災害について検証を行い、防災・減災への正のフィードバックを行うという回路が作動しづらくなるという問題も発生をしてくる。

もちろん、国内ではこのように災害がくり返す土地として災害常襲地がすでに知られている。災害常襲地では、その土地の地形条件や気候風土に由来する災害の被害を受けやすい環境にあり、そのため災害下位文化という形でくり返す災害への備えを生活のなかで培ってきた。こうした災害下位文化を含めて、災害常襲地はいわゆる災害レジリエンス、災害を受けても社会の持続可能性が保たれる力を有しているといわれる。

とはいえ、こうした地域でも防災施設整備などの対策が進展するなかで、人びとの災害への関心が徐々に低下をしていき、歴史的に見られたような災害下位文化を維持できていない場合もある。こうしたことを考えれば、そもそも災害常襲地における災害レジリエンスをどこまで評価できるのかという問題がまずあるだろう。加えて、災害常襲地における災害レジリエンスはあくまで特定の災害因に対する力であって、必ずしも災害全般に適用できるわけではない。災害はその原因となる自然現象によって対応が大きく異なることもあり、災害常襲地であるからといって常に効果的な対応が行えるわけではないということにも留意が必要だろう。その意味では多重災害は地域を問わず、災害レジリエンスが高いとみなされている地域であっても警戒が求められる災害の形態だといってよいだろう。

そのように警戒をすべき対象である一方、多重災害の被害は目に見えにくいという問題がある。多重災害では同じ地域が再被災をすることから、物的被害がどの災害によって発生したものであるかということは、

被災地の外部からは見分けることが難しい。そのため、多重災害の被災地は一見して、過去の災害による被害からの復旧が長期にわたって滞っている場所だとみなされやすい。この影響は単に意識の問題だけではなく、たとえば災害支援のような実践の側面にも表れてくる。災害支援は長期にわたる活動もあるものの、その多くは発災当初の災害廃棄物処理や家屋の清掃、避難所支援などが中心になる。

多重災害の場合には当然、この発災当初の活動が災害発生の度にくり返し求められる。しかし、外部社会が多重災害という事象を理解していなければ、それは災害をくり返しているのではなく、被災地の状況が発災当初のまま、つまり災害サイクルの初期段階に留まっているようにも捉えられる。災害は全国で発生することから、被害の常態化が起こっている多重災害の被災地がこのような誤解を受けた場合、すでに支援は行ったものとして優先度は引き下げられ、むしろより新しい被災地へと災害支援の資源が振り分けられることにもなりかねない。

同時に、くり返して外部からの災害支援を受け続けることは、被災者自身にとっても負い目をもたらす。日本社会は自然現象の発生そのものは誰にも責任がないことと捉えてきた。そのため災害対応について、自己責任論という見方はそれほど強固ではなく、公的支援であれ相互扶助であれ、必要な支援は行われるべきだと考えてきた。これは災害支援において「お互い様」という言葉がみられることから明らかであり、誰もが被災の可能性をもつからこそ、社会という単位での緩やかな相互扶助を築いているといっていよい。そして、相互扶助であるからこそ、不幸にも災害によって被災し、支援を受けた場合にも大きな負い目を感じずに回避することが可能となる。誰かから助けられたという体験を、かつて自分が誰かを助けていたという意思によって返報することができるからである。

この返報性が多重災害では効きづらくなるということが、述べたような負い目の問題につながってくる。

多重災害は災害支援の必要性をくり返し発生させるため、被災者はそのたびに行政機関であれ、民間のボランティアであれ、他者の助けを受けることになる。支援を受けることをくり返すということは、一度助けを受けた後にその支援が再被災によって無効化されるということを意味し、それが支援を受けたにもかかわらず生活を立て直すことが出来なかったという負い目や、いつまでも支援を受け続けるばかりで何も恩返しができないという負い目に接続される。このような負い目は被災者の自尊心を傷つけ、無力感や徒労感を高め、生活再建に対する意欲を押し下げることにもなる。このようにして被災地で生活再建や事前対策への意欲が低下すれば、それ自体が災害リスクの脆弱化を招き、次の災害による被害を拡大させてしまう。

このような多重災害の構造をモデルとしてあらわしたものが図 2 になる。多重災害は単純に被害がくり返すことだけが問題なのではなく、それによって被災者の心理的な負荷や、外部社会の認識と被災地の状況との齟齬を生み出すことに特徴がある災害の形態だといえるだろう。

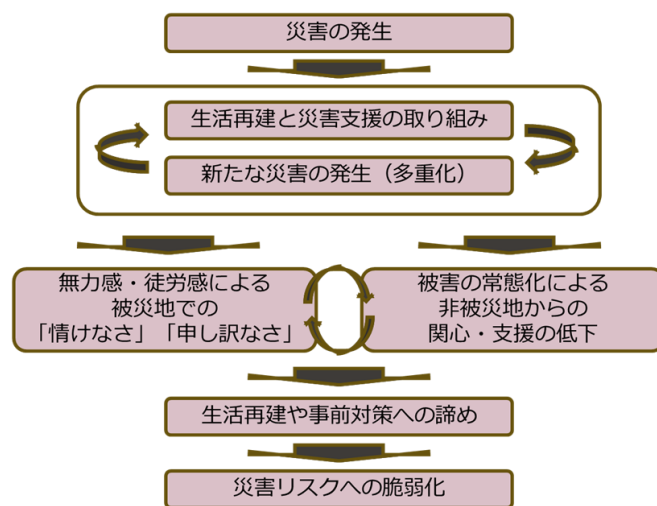


図 2 多重災害の構造

（３）被災者の心を苛む多重災害

筆者はこのような多重災害の構造の中でも、とくに被災者に与える影響として、心苦しさを徒労感といっ

た精神的な負荷に着目をしている。物的被害の累積については、制度にもとづいた被災者支援の拡大によって対応することも可能だが、被災者自身の生活再建に対する意欲が低下してしまうと、被災者本人の生活環境の悪化だけでなく、地域社会の復興が円滑に進まないなどの影響にもつながってくる。多重災害については、こうした被災者の精神的な負担を緩和することが1つの重要な論点になってくる。

筆者はこれまで2021年と2022年に相次いで発生した福島県沖地震や、2024年に発生した令和6年能登半島地震などの事例について調査を実施しており、ここではそれらの結果から明らかとなった点を整理していきたい。まず、多重災害において発生するのは「生活再建に対する気持ちの削がれ」である。換言すれば意欲の低下ともいえるだろうが、災害による被害のくり返しは人びとを徐々に生活再建を諦めるという方向へ誘導していく。

もちろん、被害をくり返すとはいえ、そのすべてが住宅の全半壊のような大きな被害ではなく、たとえば床下浸水、家具や食器の破損、修繕費による家計の悪化、ストレスによる食欲不振や不眠といった影響の連続として体験されることが多い。それぞれの体験は対応が困難というようなものではなく、自治体やボランティアなどの支援を活用することによって対処することができる。しかし、対処することが出来るとはいつても、そのたびに労力と時間、費用をかけることになり、肉体的にも精神的にも疲労は蓄積をされていく。

加えて、多重災害の被災者は、次の災害を残り越えても、またその次の災害がすぐに起こるかもしれないという感覚を拭い去れない。そのため、ふたたび生活再建に労力と時間、費用を投じることが自らにとってどこまで合理的なのかということに葛藤し、生活再建に取り組むことを躊躇するようになる。

そのようななかで生まれてくるのが「生活再建に対する気持ちの削がれ」である。したがって、これは単純に多重災害の過酷さやそこで感じる無力感から生活再建を放棄するというようなものではなく、取り組

めば対処できることは理解をしているが、ふたたび取り組むだけの肉体的・精神的な余裕がない、という状況だといえる。

より身近な言葉として表現するのであれば、「顔を上げて、これからのことを考えなければならないと分かっているが、前を向くことが出来ない」「生活再建に向けて歩きださなければと思っているが、どうしても足が前に出ない」という説明が近いのかもしれない。多重被災とはこのように、個人では受け止めきれないような圧倒的な被害によって生活再建への諦めをもたらすというよりは、災害対応の連続によって徐々に余力がそぎ落とされていく結果として生じる「生活再建に対する気持ちの削がれ」によって停滞をもたらすものだといえる。

このような「気持ちの削がれ」の背後には、徒労感や無力感といったそれを生み出す感情体験が存在している。筆者はこれまでこうした感情について、自己評価に関する感情群である自己意識的感情を中心として、「屈辱感」（屈辱的だ・悔しい・みじめだ）、「罪責感」（不甲斐ない・申し訳ない・後ろめたい）、「羞恥感」（情けない・恥ずかしい・面目ない・みっともない）、そして災害に特徴的な感情としての「心苦しさ」（仕方がない・無力だ・やるせない）を加えた4区分13項目について、多重災害における体験の有無を調査してきた。

一般的に自然災害の場合、被災者は災害の体験について、被災したことそのものへの屈辱感、他者からの支援を受けることに対する罪責感、さらに自然災害は人知を超えたものであり人間にはどうすることもできないという心苦しさなどを体感することがある。その反面、自然災害は自然現象を契機とするものであって、それ自体については誰かが責任を引き受ける必要はないという考えから、被災したことへの羞恥感あまり語られてこなかった。

しかし、多重災害の場合はすでに示したように災害支援の必要性をくり返し発生させるため、被災者は他者の助けを受けることになる。そのため、こうした支

援を受けたにもかかわらず生活を立て直すことが出来なかった、いつまでも支援を受け続けるばかりで何も恩返しができないといった負い目のように、多重災害は通常の災害ではあまり見られてこなかったような被災者の羞恥感を生み出すことになる。

3. 多重災害と災間社会

(1) 多重災害調査の災害研究への貢献

以上のように多重災害の構造を整理したとき、たしかにこれは近年の災害研究が想定してきたような災害とは異なる様態をもっているといえるだろう。また、被災者への支援という意味でも、単独の災害に比べて生活支援や精神的なケアを丹念に行っていく必要も見えてくるだろう。

一方、こうした災害対応の実践に対する貢献というほかに、学術研究という視点で多重災害を対象とする意味はあるのだろうか。筆者の見解としては、むしろそちらこそが多重災害についての研究を進める必要性が示されるものと考えている。端的に言えばそれは、既存の災害サイクルに依拠した防災・減災の考え方を再構築する可能性を有しているためである。

すでに参照しているように、災害研究では災害と社会の関係を説明するモデルとして「災害サイクル」が採用されてきた。これは、社会が災害を経験するというところを、社会が事前対策・救助救命・生活再建・復興・復興・体験継承という災害過程を経ることによって、ある災害の被害から得られた教訓を内面化し、次の災害に対するレジリエンスを高めていく一連の過程であると捉える図式である。この図式はそもそもが災害対応を担う部局に、災害過程の全体像について共有を促すために作成されたものであるから、視覚的にも分かりやすく、防災・減災の説明では長く用いられてきた。

しかし、このような捉えた方はある地域において災害が短期的にはくり返さないということを前提としており、多重災害のように災害からの回復の途上で次の災害に見舞われる事例について、社会はどのように

反応をするのかということを十分には説明出来ない。この点から言えば、多重災害を問うということは災害の説明図式そのものをより現代的な形へ修正することにもつながる。

(2) 現代でも「災害は忘れた頃にやってくる」

ここで、あらためて災害研究というものを考えてみるならば、日本で災害研究を学んだ者のほとんどはその専門領域を問わず、どこかで寺田寅彦につながっていることに気づかされる。寺田の警句としてよく知られる「災害は忘れた頃にやってくる」という言葉は、多数のハザードに取り巻かれている日本において災害研究、そして防災・減災を続けていくことの重要性を示す論拠として長く参照されてきた。

この言葉は一般には字義通りに災害の忘却に対する批判として捉えられているが、池内（2005）はその含意を、「自然を征服したような錯覚」によって人びとが自然への警戒感を失うこと、それによって生じる災害レジリエンスの低下と被害の拡大に対する警戒感こそ、この言葉の真意であったと指摘している。実際に寺田は『津浪と人間』（寺田 2011）のなかで、社会がどのように変化しようとも、自然がそれによって変わることは無いので、社会やそこに住む人びとが頑固に災害への備えを続けることが重要だと指摘している。

たしかに寺田の指摘は正しい。しかし、同時に金菱（2020）が反論するように、人は災害に備えるために生きているわけではない。まず、日々の生活を営んでいくことが最優先であり、それ自体、大変な労苦を必要とするものだといえる。防災・減災は、そうした日々の生活を営めるようにするための備えの1つであり、科学的に正しいことが、生活上の選択として常に正しいわけではない。そもそも、寺田が生きた時代であっても、すでに近代化のなかで防災施設整備の進展が見られはじめていた。そうした施設が災害の被害を徐々に低下させていくことにしたがって、地域社会における水防活動などはその意義が低下をし、あわせて組織の求心力も低下していった（たとえば山下

2015)。このことはやがて、防災活動に関わりが薄い地域住民を増加させ、地域における防災・減災に対する関心そのものの低下へとつながっていくことになる。

寺田寅彦の時代から 100 年が経った現在、技術や制度の面における防災・減災の飛躍的な進展は、災害の被害を軽減させることに成功してきた。人びとがかつてのような災害の被害を体験せずに済む社会を作り出したという成果は一方で、災害と人間の距離を広げ、災害のことを想像しづらい社会を作りだしもした。そのなかで 20 世紀後半に日本社会に広がった公的責任論、「災害の発生に関して、(自らの災害に対する備えを棚上げにして) 公共的防災設備やシステムの不備、自治体の防災担当部署の未熟や職務怠慢などを指弾する」(松井 2013) 態度は、現代社会の 1 つの特徴として阪神・淡路大震災や東日本大震災といった巨大災害を経ながらも維持されている。災害研究は被害の低減を目的とすることが多いため、こうした公的責任論は基本的に批判的な視点をもって語られ、公助・共助・互助・自助の一翼を担うための「わがこと意識」を高めることがその代替として指摘される。

しかし、そのために提示される自らの生活のなかでの備えや、地域コミュニティへの協力などは十分な活性化がみられているとはいえず、阪神・淡路大震災を契機に広がった災害ボランティアも近年では災害のたびに人手不足が指摘される状況がある。先の金菱の指摘にもあるように、人は災害に備えるために生きているわけではない。

現代社会はそもそも「リスク社会」「個人化社会」「液状化社会」「加速社会」などさまざまな概念で説明されているように、歴史的には人びとの自由がもっとも大きくなった社会である反面、変化が激しく不安定ななかを個人という単位で生きなければならない時代でもある。絶え間ないリスクにさらされ、それに関する情報が縦横に飛び交うことで、われわれは注意も資源も常に分散している状態のなかで絶えざる判断を迫られる。さらにその判断は効率性、そして日本

においては社会の余力のなさから、失敗できない、すなわち試行錯誤が許されないものとなりやすい。このような環境の中では、災害に備えるという緊急性が低い活動は優先度が低くなりやすい。

しかし、その一方で減災という言葉が人口に膾炙してきたことが示唆的であるように、阪神・淡路大震災や東日本大震災といった巨大災害の続発を体験したわれわれは、災害の克服がいまだ困難であることを理解している。加えて、近年の気候変動にともなう風水害の世界的な拡大など、中小災害であっても既存の防災施設では被害の発生を食い止めきれないようなものも現れはじめてきた。自らが災害の備えに十分に関わるだけの余力がないなかで、しかし災害の被害そのものは存在しているのならば、その対応と責任を公助へ求める公的責任論へとたどり着くのは、ある意味では論理的な帰結だといえる。

だが、先ほど日本社会には余力がないと述べたように、人口減少や経済低迷が持続するなかで公的責任論の対象となる政府や自治体には、その期待に応えるだけの組織体力がなくなりつつあることも明らかである。実際に宮本 (2024) が「集合的否認」「悪しき両論併記」と指摘するように、あえて見ないふりをする、気づかないかのようにふるまうことでやり過ごすという態度は、災害対応のなかで散見されるようになってきている。

田中 (2024) はこうした議論を、シュクラー (2023) の受動的不正義、たとえ実際に行動していなくとも、不正義の存在に異を唱えないことで不正義に加担しているとする指摘を援用しながら、人びとが手早く結論を出して、議論の場から立ち去ってしまうことが災害においても発生しており、そうした態度が不正義の再生産を生み出していると批判している。こうした不正義の広がり、災害下での差別や格差を助長する社会を生み出すことにもつながる (たとえば渥美 2024)。

(3) 災間社会を多重災害から捉える

宮本匠 (2024) はこうした社会の姿を「災間社会」という言葉から整理している。「災間」という概念は

そもそも、東日本大震災発生当時に社会学者の仁平典宏（2012）が示した概念である。仁平は、阪神・淡路大震災と東日本大震災という 2 つの巨大災害がわずか 16 年という期間で発生したことを受けて、われわれは起こってしまった災害といつか必ず起こる次の災害の狭間で、巨大災害というリスクが日常に潜り込んだ新たな、そして不安な日常を生き続けなければならないとなったということを指摘した。このようなリスクの日常への潜り込みは、ウルリッヒ＝ベック（1998）のリスク社会論などで指摘されてきたものであったが、どちらかといえば原子力事故など科学技術のリスクと管理を念頭に置いていたベックに対して、自然現象のくり返しを対象としたという点で日本社会にはより馴染みやすい説明でもあった。この「災間」概念を災害研究の立場から進展させたのが宮本匠である。宮本は、仁平のいうリスクの日常への潜り込みとともに、日本社会においては社会資源の縮小という状況が存在し、この 2 者があわさって生み出される過酷さへの否認がさらに事態を悪化させるという点を問題視した。

多重災害はこのような災間社会という現実と、一方で維持され続ける災害サイクルや公的責任論という災害の捉え方や災害への態度との間に発生する矛盾を露にする災害の形だといえる。災害がくり返すということ自体は、現代よりもたとえば寺田寅彦が生きた時代の方がはるかに多かった。

しかし、寺田の時代においてはそれほど特徴的な事態としては描かれず、現代において報道や研究などで注目を受けるようになった背景には、事例の多寡というよりはむしろ現在の災害への捉え方や態度、災害と社会の関係の変化がある。近年の多重災害への関心の高まりは、いよいよ災害への対応が出来なくなりつつあるのではないかという懸念を、多重災害による被害に見出した者が多かった、ということのかもしれない。それが事実であることを示す直接的なデータはまだないが、少なくとも筆者はそうした懸念のなかで多重災害への関心を高めてきた。多重災害はこのように、現

代社会における災害と社会の関係を問い直すための視角として重要な事象だといえるだろう。

参考文献

- 1) 朝日新聞(2025)「市区町村の 3 割が「多重被災」 国から支援、2011 年以降に複数回」(<https://www.asahi.com/articles/AST8X0FYWT8XULLI00DM.html?msockid=256aa0034cb36c2b021bb4034d616d63>, 2025-08-31)
- 2) 渥美公秀(2024)「集落の「尊厳ある縮退」とは?」新川達郎(監修)・川中大輔(編)・山口洋典(編)・弘本由香里(編),『コミュニティ・デザイン新論』さいはて社,pp.130-146
- 3) 池内了(2005)『寺田寅彦と現代—等身大の科学をもとめて (新装版)』みすず書房
- 4) 金菱清(2020)『災害社会学』NHK 出版
- 5) 小林秀行・中林一樹(2026)「異種の自然災害による多重被災の影響—奥能登における群発地震・豪雨災害を事例として—」『災害情報』No.24,vol.1,pp.1-12
- 6) ジュディス・シュクラ(著)・川上洋平(訳)・沼尾恵(訳)・松元雅和(訳)(2023)『不正義とは何か』,岩波書店
- 7) 田中正人(2024)「原子力災害に対して住宅政策が分有すべき責任を問う—長期避難生活の連続的な安定性の保障に向けて」川崎興太(編)『福島の原因風景と現風景 原子力災害からの復興の実相』新泉社,pp.63-88
- 8) 寺田寅彦(著)・千葉俊二(編)・細川光洋(編)(2011)『地震雑感／津浪と人間・寺田寅彦随筆選集』中央公論新社
- 9) 中林一樹・小田切利栄(2009)「日本における複合災害および広域巨大災害への自治体対応の現状と課題」『地域安全学会論文集』11 巻,pp.33-42
- 10) 仁平典宏(2012)「〈災間〉の思考—繰り返す 3・11 の日付のために」赤坂憲雄(編)・小熊英二(編)『「辺境」からはじまる—東京/東北論』明石書店,pp.122-158
- 11) ウルリッヒ＝ベック(著)・東廉(訳)・伊藤美登里(訳)(1998)『危険社会: 新しい近代への道 (叢書・ユニベルシタス 609)』法政大学出版局
- 12) 松井一洋(2013)『日本人の災害観と防災文化』再考』『広島経済大学研究論集』第 36 巻,第 3 号,pp.1-15
- 13) 宮本匠(2024)『みんなって誰? 災間と過疎をのびのび生きる(教養みらい選書 9)』,世界思想社
- 14) 山下琢巳(2015)『水害常襲地域の近世～近代 天竜川下流域の地域構造』古今書院